

建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号による包括的許可基準について

平成 15 年 1 月 20 日

静岡県建築審査会承認

1 趣 旨

次の基準に適合するものは、建築基準法（以下「法」という。）第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特定行政庁が通行上支障がないものと認め、静岡県建築審査会の同意を得たものとして、許可（以下「法第 44 条第 1 項第 2 号許可」という。）することができるものとする。

2 基 準

(1)適用の範囲

地方公共団体、路線バス事業者（道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むものをいう。）又は道路管理者が設置する次のいずれかの用途に供する建築物であつて、公益性が高く、当該建築場所に立地することが必要とされるものであること。

ア 公衆便所、巡査派出所及び公共駐輪場の上屋

イ バス停留所の待合所、路線バスの停留所の上屋、タクシー乗り場の上屋及び地下道等の出入口上屋

ウ 有料道路の料金徴収所及び道路管理施設（道路管理用資材置場、道路管理用自動車車庫、機械・電気室、管理事務所及びこれらの施設を使用する作業員の待機所）

(2)構 造

主要構造部は、不燃材料とすること。

(3)設置場所は次のいずれかに該当すること。

ア 道路法に規定されている歩道で幅員が 2.5m 以上の部分

イ 駅前広場の歩道、島式乗降場等の車路と区別された部分

ウ 自動車専用道路の通常一般の通行の用に供されている車路以外の部分

3 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準による法第 44 条第 1 項第 2 号許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。

なお、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。

附 則

この基準は、建築審査会の承認を受けた日から施行する。